

福井県立アーチェリーセンター個人利用許可認定試験実施規程

福井県アーチェリー・クライミング振興協議会

(目的)

第1条 この規程は、福井県立アーチェリーセンター個人利用規程（以下「個人利用規程」とする）における認定試験の実施について定めるものである。

(受験資格)

第2条 受験資格は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 原則として、福井県アーチェリー協会（以下「県協会」という。）またはその加盟団体が実施する初心者講習会または体験教室の受講を修了した者
- 2 福井県立アーチェリーセンター個人利用許可証を交付された者であって、国体選手等優先レーンの利用を希望する者

(試験)

第3条 試験は県協会が主催する公益社団法人全日本アーチェリー連盟（以下「全ア連」という。）公認試合の中で行うこととし、その日程等は試合要項による。

第4条 試験官は県協会の全ア連公認審判員がつとめる。

第5条 弓種はリカーブ（以下「RC」とする）、コンパウンド（以下「CP」とする）、ベアボウ（以下「BB」とする）の3カテゴリとする。

第6条 試験区分は次のとおりとする。なお、福井県アーチェリーセンター個人利用規程第2条にかかる試験はアまたはエを選択し、同規程第3条にかかる試験についてはイまたはウを選択すること。

- | | | | |
|---|------------|-----|--------------|
| ア | アウトドアターゲット | 30m | (RC, CP, BB) |
| イ | アウトドアターゲット | 50m | (CP, BB) |
| ウ | アウトドアターゲット | 70m | (RC) |
| エ | インドアターゲット | 18m | (RC, CP, BB) |

第7条 全ア連競技規則に則り弓具検査を実施し、検査不適合の場合は受験することはできない。ただし、試験開始までに不備事項を是正し再検査後に検査適合であれば受験できる。

第8条 30m試験は1競技中の前半または後半の36射とする。ただし、後半36射のみで受験することはできない。

第9条 受験中に受験区分（弓種および距離）を変更することはできない。

(異議)

第10条 得点に関する異議申し立てはその場で試験官に行うこととし、それ以外は認めない。

第11条 異議申し立てを受けた試験官は速やかに大会事務局と協議し異議に対して全ア連競技規則にのっとり回答しなければならない。

第12条 異議申し立ての受付と申し立ての内容の通用とは別である。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 個人利用規程の施行日より前に、現に個人利用の許可を受けて本施設を利用している者については、県協会またはその加盟団体が実施する初心者講習会等を改めて受講する必要はない。